

議案第26号

令和4年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

令和4年2月22日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 令和4年度狭山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	60,583戸
(2) 年間総排水量	19,220,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	52,658 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
① 汚水管渠整備事業	279,470千円
② 雨水管渠整備事業	100,725千円
③ 雨水管渠改良事業	116,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,484,289千円
第1項 営業収益		2,156,232千円
第2項 営業外収益		1,328,056千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,191,580千円
第1項 営業費用		2,949,405千円
第2項 営業外費用		240,675千円
第3項 特別損失		500千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,168,177千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,786千円、過年度分損益勘定留保資金763,181千円、減債積立金341,210千円及び建設改良積立金30,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		767,233千円
第1項 企業債		533,300千円
第2項 他会計負担金		56,264千円
第3項 国庫補助金		142,000千円
第4項 工事負担金及び分担金		22,669千円
第5項 寄附金		13,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1, 935, 410千円
第1項 建設改良費	1, 046, 366千円
第2項 企業債償還金 (企業債)	889, 044千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業費	千円 282, 000	普通貸借 又は 証券発行	4. 0% 以内	借入先の融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
流域下水道整備事業費	251, 300	同上	同上	同上
計	533, 300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費226, 704千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、408, 000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、16, 387千円と定める。